ご利用説明書　【アウトリーチ（産後ケア訪問）用】

以下の記載において、甲はご利用者様、乙は訪問助産師、を示します。

【1】業務内容

業務は、原則として甲の居宅内にて行います。ただし、緊急時は、甲と乙で協議するものとします。

①　：産後の母体管理及び生活面の指導

②　：母乳に関する相談及び授乳方法指導（乳房マッサージを含む）

③　：沐浴方法の指導

④　：発育または発達に関する相談

⑤　：乳児に対する肌ケアの方法の指導

⑥　：その他の保健指導、身体のケア等

⑦　：乙は、上記サポートの内容を超える業務は行いません。

【2】ご利用対象者

① 産後ケアの利用カードをお持ちの方（中野区・練馬区）

② 利用カードの残回数がある方

③ 利用期間：お子さまが1歳になる前日まで

④ 利用時間：1訪問あたり1.5～2時間程度

【3】利用料金

① 甲は、訪問毎に現金で乙に利用料金をお支払ください。自己負担のない方はこの限りではありません。

② 甲は、乙の交通費の負担は、原則としてありません。

※ 中野区の「多胎家庭産後ケア事業利用確認表」をお持ちの場合は、お会計前にご提示いただき、何円分利用するかご申告ください。

※ 原則として、産後ケア利用中の、追加料金、超過料金を頂くことはございません。

【4】提出書類

① 産後ケア利用の場合には、区に提出用の書類にご記入いただきます。

② 乙は、訪問後書類の報告終了まで、甲に関する個人情報の取り扱いに十分に注意することを約束します。

【5】キャンセルおよび日程変更

①（中野区）甲が、前日0時以降にキャンセルまたは日程変更をした場合は、産後ケアを1回分利用したものとして、利用カードへご自身で「✕利用予定日」をご記入いただきます。その際、甲にキャンセル料は発生しません。

①（練馬区）甲が、前日10時以降にキャンセルまたは日程変更をした場合は、産後ケアを1回分利用したものとして、利用カードへご自身で「✕利用予定日」をご記入いただきます。その際、甲にキャンセル料は発生しません。

② 乙の突然の体調不良、災害発生時や交通機関の不通等やむを得ない事情により、乙がサポートを行うことができなくなった場合は、別の日に振り替えてサポート実施するものとします。

【6】感染症への対応

① 甲および乙の自分自身や家族に、下記に定める感染症やその疑いがある場合、訪問は実施いたしません。インフルエンザ、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹(3 日ばしか)、水痘(水ぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、流行性嘔吐下症、手足口病、新型コロナウイルス、その他「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」に定められた感染症。また、ご自身やご家族に 37.5 度以上の発熱がある場合はご相談させて頂く場合がございます。

② 甲および乙は、サポート実施日より 3 日以内に、甲自身およびその家族あるいは乙自身が、上記感染症を発症した場合、相手方に対しその旨を連絡するものとします。

【8】サポート時の注意

① 乙は、サポート時には、善良な管理者としての注意義務をもって、その業務を行うこととします。

② 甲は、事故が発生しないよう、サポート場所には危険物のないよう十分配慮するものとします。

③ 乙が、甲の赤ちゃん等をお預かりした際に、そのアレルギー、持病など特殊事情により事故が発生し、その特殊事情につき甲が事前に乙に伝えていない場合は、乙は、その責任は負いません。

④ 訪問中には、できるだけマスクの着用をお願いします。マスクを外してご利用を希望される場合には、甲と乙両者同意の上で実施します。

⑤ 業務内容を超える範囲でのケアをご希望の場合は、甲、乙両者で相談の上、別の日に改めて、ご予約いただき、同日のケアは行いません。

【9】個人情報の取り扱い

① 乙およびしらさぎふれあい助産院では、甲より取得した個人情報を適切に管理し、以下の場合を除き第三者に提示開示いたしません。・甲の同意を得た場合、・法令により開示が求められた場合、・児童福祉法、児童虐待防止法などにより乙に通告義務が発生する場合（乙の判断によって、赤ちゃん等に虐待が発生していると思われた場合に、通告することがあります)

以上

ご利用者氏名（　　　　　　　　　　　　）　訪問助産師(　　　　　　　　　　　　)

住所（　　　　　　　　　　　　）　連絡先(　　　-　　　-　　　)

中野区鷺宮 3-3-6 シュプール 101

しらさぎふれあい助産院